

新旧対照表

浦安市特定私立幼稚園運営費補助金交付要綱（令和2年告示第124号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条）				別表（第4条）			
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
給食材料費補助事業	省 略	省 略	1人当たり月額 <u>4,800円</u>	同 左	同 左	同 左	1人当たり月額 <u>4,700円</u>
一時預かり補助事業	省 略	省 略	子ども・子育て支援交付金の交付について（ <u>令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知</u> ）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表一時預かり事業の項に定める基準額に準拠し別に定める額	同 左	同 左	同 左	子ども・子育て支援交付金の交付について（ <u>令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知</u> ）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表一時預かり事業の項に定める基準額に準拠し別に定める額
備考				備考			
1 省 略				1 同 左			
2 この表において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業の実施について（ <u>令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保発第191号文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知</u> ）に基づく一時預かり事業のうち幼稚園型Ⅰをいう。				2 この表において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業の実施について（ <u>平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知</u> ）に基づく一時預かり事業のうち幼稚園型Ⅰをいう。			
<b>附 則</b>							
この告示は、 <u>公示の日から施行し、改正後の別表給食材料費補助事業の項の規定は、令和6年4月1日から適用する。</u>							